

2020年度 第31回循環器専門医資格認定審査筆記試験中止のお知らせ

2020年8月16日(日)に第31回循環器専門医試験(筆記試験)を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防対策により、筆記試験を中止することと致しました。

申請者の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回申請いただきました受験者については書類審査まで行い、書類審査合格の場合、2021年度は受験申請書※の提出で、筆記試験の受験を認めます。

書類審査結果につきましては、10月下旬頃にメールにて通知予定です。

【2020年度書類審査合格者】

(1) 2020年度書類審査合格となった場合、2021年度は受験申請書※の提出で、2021年度筆記試験の受験を認める。

(2) 審査料は、受験申請書※の提出確認後、2021年5月頃に請求する。

※受験申請書(簡易的なもの)の詳細は2021年度の専門医試験申請時期に改めてご案内いたします。なお、診療実績表、カリキュラム達成度評価表、在籍証明書、基本領域資格証書は不要。ACLS等カードのコピーは2020年度に提出済みであれば不要。未提出の場合は提出が必要です。(2020年度の受験資格に基づく)

※ACLS等コースについて、「受験年度の4月1日現在有効な認定を受けていること」が受験資格となりますが、2020年度試験を受験される先生におかれましては、ACLS等コース中止に伴う措置として「受験年度の10月31日現在有効な認定を受けていること」としておりました。ACLS等コースの中止が続いておりますため、2020年4月1日現在、もしくは10月31日現在有効な認定の条件を満たせない場合、「**2021年4月1日現在有効な認定を受けていること**」でも可とさせていただきます。

なお、すでに受験年度(2020年)の4月1日現在有効な認定を受けており、申請書類とともにカードのコピーをご提出されている場合は問題ございません。

【2018、2019年度筆記試験不合格者】

筆記試験不合格者は、不合格となった翌年度以降の2年間、書類審査を免除する特別措置が適用される。2020年度筆記試験は中止となったため、2020年度を含まずに下記の通り2年度分書類審査免除とする。

- ・2018年度筆記試験不合格者：2019年度、2021年度特別措置対象
- ・2019年度筆記試験不合格者：2021年度、2022年度特別措置対象